

永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月27日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第10号

永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成18年永平寺町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「、個人番号カード印鑑登録者は」を「、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項及び第35条の2第1項に規定する利用者証明用電子証明書(以下「利用者証明」という。)の発行を受けている者は」に改め、「個人番号カードを使用して」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。